

仕 様 書

1 納入物品

都城警察署被留置者用給食

2 納入場所

都城市東町4街区17号 都城警察署留置施設

3 納入仕様

- (1) 給食を入れる食器については、宮崎県（以下「甲」という。）の承認を得たものを使用すること。
- (2) 支給食事の量や献立、栄養価のバランスに配慮し、一定のカロリーの確保、調理場の器具、食器等の清潔の保持、従業員の健康管理等に問題がないこと。
ただし、朝食はパンと牛乳も可能とし、また、年末年始の期間の給食並びにその翌日の朝食は、レトルト食品とパックご飯の給食も可能とする。
- (3) カロリーについては、1日3食で2,300kcalを目安とし、その検査のために年に数回、ある特定の1日における3食全ての献立（使用食材及びその分量を記録したもの）の提出に応じること。
- (4) 年間休みなく、被留置者の給食支給時間（概ね07:20、11:30、16:30）の30分前までに提供すること。
- (5) 提供時間の概ね1時間30分前までの注文数の増減に対応すること。
- (6) 健康上、宗教上の理由（アレルギー食、肉類除去食等）に都度応じられること。
- (7) 乙の都合により、やむを得ず給食を納入できない場合は、事前に甲に連絡し了承を得ること。
- (8) (4)の被留置者の給食支給時間よりも早期に給食を納品する場合は、事前に甲と協議し了承を得ること。